

令和元年6月17日現在

機関番号：32621

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16767

研究課題名(和文) 連歌師への源氏物語講釈から見る三条西公条の源氏学の実証的研究

研究課題名(英文) A study of Sanjonishi Kin'eda's commentary of Genji monogatari, by analyzing his lectures toward "Renga-shi"

研究代表者

本廣 陽子 (MOTOHIRO, Yoko)

上智大学・文学部・准教授

研究者番号：40608931

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果は以下の二点である。一つは、『長珊聞書』に見られる公条説の特異性と『長珊聞書』の編纂意図との関係を明らかにすることで、『長珊聞書』から分かる公条の講釈の実態を明らかにした。二つ目は、三条西公条の源氏物語解釈の中でも特に語注に着目することによって、源氏物語に対する公条の注釈態度の一端を明らかにした。

これらについて、研究代表者は、『長珊聞書』における「御説」の位置づけ(二)「花宴」巻、「源氏物語の語注に見る三条西公条の注釈態度」の2本の論文を発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

室町時代後期において源氏物語研究の権威であった三条西家の中でも、その権威を盤石なものとした三条西公条の源氏物語解釈の様相を具体的に明らかにすることによって、源氏物語が書かれた時から現在に至るまでどのように人々に読み継がれてきたのか、その享受の歴史において重要な位置を占める室町後期の源氏物語研究の実態を明らかにすることができた。

研究成果の概要(英文)：This study has produced 2 results; First : the true state of his lecture seen by the Sanjonishi Kin'eda's commentary of Genji has become clear, by means of checking and comparing some singularities of his interpretation in this commentary "Chosan Kikigaki" and the purpose of its compilation. Second : some of Kin'eda's ways of interpretation have become clear, by looking especially upon his notes concerning interpretations of difficult or incomprehensive words of Genji.

We published 2 papers concerning these points. 1 Significance of the "Onsetsu" in "Chosan Kikigaki" 2 Hananoen, 2 A method of Kin'eda's commentary of Genji monogatari, found out by analyzing his interpretation of words.

研究分野：中古文学

キーワード：源氏物語 古注釈 三条西公条 長珊聞書 連歌師 中古文学 国文学

## 1. 研究開始当初の背景

室町後期において源氏物語研究の権威であった三条西家の中でも、その権威を盤石なものとした三条西公条の源氏物語解釈は、一般に、公条が残した注釈書によって知ることができる。しかし、伊井春樹氏の研究によって、三条西公条は晩年に至るまで様々に源氏物語の解釈を行っていたことが明らかにされ、公条が残した注釈書だけでは、その全貌は捉えられないことが指摘されていた(伊井春樹『源氏物語注釈史の研究 室町前期』桜楓社 1980年)。

研究代表者は、猪苗代家の連歌師、長珊の源氏物語注釈書である『長珊聞書』を調査し、そこに「御説」として記されている公条説に関して、新たな公条の源氏解釈の具体的な様相が見られることを明らかにしてきた。平成 25-27 年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金(若手研究(B))、課題番号 25770079、研究題目「『長珊聞書』から見る三条西公条を中心とした源氏学の実証的研究」)において、『長珊聞書』の調査を進め、この書には、公条自身がまとめた注釈書にはない公条説が多く見られることを指摘し、それが、連歌師長珊に対する公条の講釈を反映するものであることを明らかにした。さらに、『長珊聞書』にのみ見られる公条説と共通する説が、連歌師紹巴の源氏物語注釈書である『紹巴抄』に見られることも指摘した。『紹巴抄』は紹巴による三条西公条の源氏物語講釈の聞書であると言われながら、井爪康之氏によって『休聞抄』がベースになっていることが指摘され、そのどこまでが公条の説を反映しているのか疑問を呈されていた書である(井爪康之「休聞抄から紹巴抄へ」『源氏物語注釈史の研究』新典社、1993年)。近年、『紹巴抄』の中の公条説の分析が始められ、『紹巴抄』と公条の解釈の関わりが注目されてきている(小川陽子「『源氏物語抄(紹巴抄)』と先行注釈 三条西公条との関わりを中心に」『国文学攷』202号 2009年6月)。その『紹巴抄』に、『長珊聞書』にしか見られない三条西公条の説と共通する説が見られるということは、公条の連歌師相手に行った源氏物語解釈が、公条が三条西家の家の説として伝えた源氏物語解釈とは異なっている可能性を示唆するのである。

三条西公条の源氏研究の全貌を捉えるためには、『長珊聞書』や『紹巴抄』のような連歌師が残した注釈書に見られる公条の説を分析し、それらが公条の源氏研究の中のどこに位置づけられるのか検討する必要があるのである。

## 2. 研究の目的

本研究は、『長珊聞書』や『紹巴抄』といった連歌師の注釈書を手がかりに、三条西公条が行った連歌師に対する源氏講釈の内容を分析することによって、公条が自身の注釈書にまとめたものとは別の、公条の新しい源氏物語解釈を明らかにしようとするものである。連歌師側から公条の源氏解釈に光を当てることにより、これまで明らかにされてこなかった公条の源氏物語解釈の側面を明らかにし、中世の源氏物語研究を牽引した公条の源氏学の全貌を捉える一助とする。

## 3. 研究の方法

三条西公条の解釈が見られる源氏物語の諸注釈書を比較し、公条独自の注を一つ一つ洗い出していくことが必要となる。公条独自の説かどうかを確認するためには、公条以前にそのような説が言われていないか、先行注釈書との比較も必要である。本研究では、研究代表者がこれまで調査してきた『長珊聞書』に見られる公条説を基礎資料とし、三条西公条の注釈書である『明星抄』や、『紹巴抄』をはじめとした公条の教えが記されている他の注釈書(『岷江入楚』や『孟津抄』など)、その他、先行する注釈書や三条西家の注釈書(『河海抄』『花鳥余情』『弄花抄』『山下水』など)との比較を行う。研究の中心となるのは、『長珊聞書』と『紹巴抄』の比較である。『明星抄』や『岷江入楚』所収の「秘抄」(いずれも公条の注釈書)に見られず『長珊聞書』のみに見られる公条説が、『紹巴抄』の中にどの程度見られるのか。また、『紹巴抄』の中には「称名院殿」や「仍御新注」のように、公条の説を示す表記が出てきており、これらと『長珊聞書』の公条説はどの程度一致するのか。『岷江入楚』や『孟津抄』、『山下水』にどの程度継承されているのか、などを明らかにすべく、比較調査、考察を行った。その際、諸本を確認する必要がある場合は諸本調査も行った。

なお、本研究を申請した当初は、公条の甥にあたる九条植通の源氏物語注釈書『孟津抄』を調査対象にしていなかったが、研究の過程の中で、『孟津抄』をどのように扱うかという問題が生じた。九条植通は公条の縁戚で、正統な三条西家の学問を受け継ぐ人物である。公条とその息子実枝の源氏物語講釈を受けており、『孟津抄』はその講釈で聞いた内容を多く含む。そして、この『孟津抄』には、『長珊聞書』や『紹巴抄』の注記と内容的に重なる部分が見られる。本研究の目的は、連歌師に対する三条西公条の講釈を明らかにすることであったが、『孟津抄』との比較なしには結論を出すことは難しい。今回は最終年度に『孟津抄』との比較も行った。

## 4. 研究成果

本研究の目的として掲げた、公条が三条西家の説としてまとめた源氏物語解釈とは異なる新しい源氏物語解釈を連歌師相手に試みていた可能性を探るという試みは、種々の観点から比較・考察した結果、それぞれ各注について個別の現象はかなり明らかになってきたものの、全体としての結論を出すにはさらに時間が必要である。しかし、今回の研究で、今後その結論を導き出すのに極めて有効な二つの研究成果を得た。

一つは、『長珊聞書』の内部を分析し、先行する諸注釈書と比較することによって、連歌師長珊のまとめた注釈書に見られる公条の講釈態度の実態を明らかにするものである。すなわち、『長珊聞書』に見られる公条説の特異性と『長珊聞書』の編纂意図との関係を明らかにすることで、『長珊聞書』における公条説の性格を明らかにし、公条の長珊に対する講釈の実態をつかもうとした。研究代表者は、これまで、『長珊聞書』の公条説が、平易な表現で分かりやすく説明し、時には当時の口語で言い換える公条の講釈の実態の一端を垣間見せるものであり、また、公条の注釈書である『明星抄』や『岷江入楚』所収の「秘抄」には見られない新しい解釈を見ることが出来るものであることを明らかにしてきた。その一方で、『長珊聞書』の諸注集成としての性格に着目し、『長珊聞書』に見られる公条説は、長珊が聞いた公条の講釈の中から、『長珊聞書』の編纂目的に即して、ある程度取捨選択されたものが載せられているのではないかと考えていた。これについては、以前、『長珊聞書』における「御説」の位置づけ「帚木」巻」（『三重大学日本語学文学』第26号、2015年6月）において、手始めに帚木巻を取り上げて考察し、『長珊聞書』において、「御説」（公条説）がどのような目的で取り入れられているのかということ、この公条説が、公条自身の注釈書に見られる注記とは異なった性格を持つということが関係している可能性を示した。そこで、今回は特に花宴巻を対象として調査、考察することによって、『長珊聞書』における「御説」の位置づけを考えた。

「花宴」巻の「御説」は全部で28例があるが、そのうち23例が各注の最後に記されており、残りの5例は「御説」しか示されていない注である。言い換えれば、公条説は常に各項の注記の最後に位置しているのである。『長珊聞書』は先行する注釈書である『河海抄』、『花鳥余情』、『弄花抄』などを引用し、諸注集成の側面を持っているが、公条の説はそれらの引用よりも後に載せられているのである。それはいったい何を意味するのか。各注を見ていくと、もちろん文意の解釈を表す公条説も見られるが、解釈そのものは公条説の引用の前までですでに終わっており、文意の解釈以外のところで必要な注が公条説として引かれていることが多い。つまり、『長珊聞書』において、先行の主要注釈書で解釈できるところはそれに譲り、それを補完する形として公条説が存在していると言えるのである。

長珊は公条の講釈を聞きながら講義ノートを作り、様々な説を書き込んでいった。しかし、それらをまとめる時に、先行注釈書を補完するという方針でもって、公条説を採用した。それゆえに、これまでの諸注釈では項目さえ立てないような箇所の語釈や、源氏物語を理解するには直接関係のない教訓のような注まで、さまざまなものが加えられている。つまり、『長珊聞書』を構成する上で、むしろこのような公条説を残す要請があったから、さらに言えば、とりわけ先行注とは違う公条の説が集められたからこそ、『長珊聞書』の公条説は他の公条の注釈書とは異なる性格を持つに至ったのではないかと考えられる。このように、『長珊聞書』における公条説の位置づけを分析して行くことによって、『長珊聞書』の公条説が、まさに長珊が自身で聞いた公条の講釈そのものを反映したものであることが確かになってくるのであり、これらを考察することの重要性が明確化すると言えよう。以上の研究成果を踏まえて発表した論文が、「『長珊聞書』における「御説」の位置づけ（二）「花宴」巻」（『上智大学国文学科紀要』第35号、2018年3月）である。

二つ目の成果は、源氏物語の語注から見た三条西公条の注釈態度を明らかにしたというものである。これまで行った『長珊聞書』や『紹巴抄』の調査で、特に気になったのが三条西公条の語義の注であった。これまでに項目を立てていない所に新たに付された注は、その多くに語義を明らかにするものがあり、また、『長珊聞書』で平易な言葉で言い換えた注の多くも語義の注であった。三条西公条は語義を明らかにすることを重視していた傾向があるのではないかと疑問を持ったのである。公条は、先行する注釈書の解釈や、父実隆の解釈を継承するのみではなく、自ら様々な新説を出したことが知られているが、語義の注においても公条の新しい解釈が見られる。そこで、公条の語注に着目し、公条の注釈の特徴の一端を探ってみた。

特に今回取り上げたのは、一つの語に複数の意味を見出す注記である。公条の施した語釈には「用ゐかふ」という言葉を用いて、同じ語を別の意味で解釈しようとしているところが見られる。「用ゐかふ」は古くは『花鳥余情』に用いられ、また語義が複数見られることの指摘は、『花鳥余情』以前の『河海抄』からも見られるが、公条はそれを積極的に様々な語にも見出そうとしていた。その中でこれまでにない新しい解釈を生み出したり、これまで不審とされていた所に解決策を見出している。公条の語義に対する注釈姿勢は、息子の実枝に受け継がれ、方法論化されているようである。三条西公条が新しい注を次々と生み出していったことはすでに指摘されていたが、具体的に源氏物語解釈のどの点に着目し、どのように新解釈を進めようとしていたのか、すなわち公条の注釈姿勢の一端が具体的に明らかになったと言えよう。以上の研究成果を踏まえて作成した論文が「源氏物語の語注に見る三条西公条の注釈態度」（『上智大学国文学科紀要』第37号、2020年3月掲載決定）である。今回の研究成果は、連歌師に特化した公条の注釈姿勢というようなものではないが、今回明らかにできた公条の新しい解釈は息子の実枝や甥の九条植通に継承されているが、それのみならず、『長珊聞書』や『紹巴抄』にも見られ、講釈の場で連歌師にも伝えられていることが分かる。一つ一つの語義を細かく明らかにしていく公条の作業と、これまで注が施されていなかった箇所についても、適宜説明を加えていくという、連歌師への講釈態度との関係性は深いと考えられるが、それについては今後の課題としたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

本廣陽子「源氏物語の語注に見る三条西公条の注釈態度」、『上智大学国文学科紀要』、査読無、第 37 号、2020、印刷中

本廣陽子「『長珊聞書』における「御説」の位置づけ(二) 「花宴」巻」、『上智大学国文学科紀要』、査読無、第 35 号、2018、pp1-15

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。